

滋 監 第 1 1 2 7 号
昭和51年9月11日

各 地 方 審 査 会 会 長 殿

滋 賀 県 建 設 工 事 契 約 審 査 会 長
滋 賀 県 副 知 事 西 川 良 三

森 林 組 合 又 は 森 林 組 合 連 合 会 を 契 約 の
相 手 方 と し て 実 施 す る 治 山 事 業 に 係 る 植
栽 事 業 の 契 約 審 査 の 取 扱 い に つ い て

このことについて、従来契約審査の審査対象事業として取り扱って来たところですが、本事業は、建設業法に規定する建設工事には該当しないため、昭和52年4月1日以降の事業から、これを契約審査対象外事業としたので通知します。

なお、本年度につきましては、既に同事業を契約審査対象事業として地方審査会で審査されている場合は昭和52年3月31日までは契約審査対象事業としますので取扱いについては遺憾のないよう御配慮願います。